

共和町特産品開発支援事業補助金

～共和町の魅力を向上させる特産品開発を応援します～

「(仮称)共和町道の駅」における販売を見据えて地域資源を活用した特産品の開発、商品化等に取り組む法人等に対し、当該開発等に要する費用の一部について補助します。

■補助金の内容

補助対象者	①町内に事業所を有する個人又は法人 ②町内に住所を有する者により組織する団体 (ただし、町内で活動し、代表者、会則及び名簿等を有する団体) ③北海道内に本店・営業所・事業所等を有する法人
補助対象事業	①特産品開発支援事業: 地域の特産品を新たに開発し、商品化する事業 ②既存特産品改良支援事業: 既存地域特産品の改良又は既存の商品を改良し、地域の特産品として商品化する事業 ※次に掲げる要件を全て満たすものとする ・道の駅で販売することを見据えたものであること ・道の駅に開発した特産品を納入できる確実性があること ・将来にわたって町の特産品として定着することが期待されるものであること
補助額	・補助対象経費の3分の2 (上限100万円)
補助対象経費	・新たな特産品の開発に要する経費 ・品質検査の経費及び栄養成分の分析等に要する経費 ・新たな商品の開発に向けた専門的指導、助言等に要する経費 ・商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費 等 ※対象 原材料費、試験分析費、報償費、旅費、デザイン費、機械器具購入費 等 ※対象外 広告宣伝費、パンフレット製作、什器備品購入費 等
申請	申請のための提出書類 ①共和町特産品開発支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式) ②共和町特産品開発支援事業計画書(別記第2号様式) ③共和町特産品開発支援事業収支予算書(別記第3号様式) ④その他町長が必要と認める書類
補助金の流れ	①補助金の申請→②審査結果通知・補助金決定 (交付対象事業完了後) →③事業実績報告→④補助金交付決定→⑤補助金交付

※このほかにも対象要件がございますので詳しくは下記までお問合せください。

■お問い合わせ 共和町産業課商工観光室
TEL 0135-67-8778